市原市企業立地促進条例（立地奨励制度）の改正

市原市では、市内への企業立地を促進するため、市内に対象施設を設置した事業者へ奨励金を交付する「企業立地奨励制度」を運用しています。製造業の操業環境が厳しさを増す中、企業の市内進出、施設投資をより強力にバックアップするため、制度強化の条例改正を行いました。

point１　対象施設を追加！

☞ 工場のIoT化など**デジタル化促進のための施設**や、地域の**サーキュラーエコノミー意識の醸成**につながる啓発施設を追加

※ただし、デジタル化促進のための施設は、新エネ分野、環境リサイクル分野、先端素材分野など、他の成長分野立地奨励金対象施設のデジタル化を促進するものに限ります。



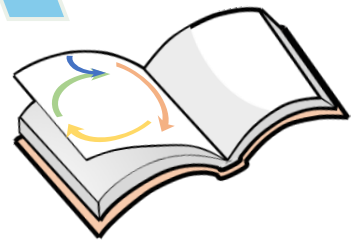

point２　補助率の引き上げ！

☞ **カーボンニュートラル**の実現に資する成長分野関連施設の補助率を**60%から70%へと引き上げ**ます。

☞ さらに、**サーキュラーエコノミー関連の実証設備**の補助率を**100%**とします。（ただし、奨励金の交付期間は３年です）

※ なお、補助率の引き上げは、**2030年度までに稼働する施設が対象です。**2050年カーボンニュートラル実現までの転機となる2030年度をマイルストーンとし、**絶えず変化する投資環境やニーズへ柔軟に対応**します。

CN関連　70%要件：次の施設に該当するもの

成長分野（現行）
補助率：６０％
上限額：5億円
期　間：5年間

→

補助率：７０％
上限額：5億円
期　間：5年間

✓**半導体**の製造、利用及び研究開発に関する施設

✓**蓄電池**の製造、利用及び研究開発に関する施設

✓**バイオ**ものづくり（遺伝子技術を活用して微生物や動植物等の細胞によって物質を生産することをいう。）の製造及び研究開発に関する施設*（バイオマス由来の製品など）*

✓**ケミカルリサイクル**、CO_2の原料利用等の炭素循環の製造、利用及び研究開発に関する施設

✓コジェネ等の省エネ効果の高い施設又は非化石エネルギーを燃料に用いる脱炭素施設*（水素やアンモニアを燃料に使う施設など）*

✓地域における**再生可能エネルギーの主力電源化**に資する施設

✓燃料等に利用される**水素及びアンモニアの生産、供給及び貯蔵**に関する施設

✓**SAF**等カーボンリサイクル燃料の製造、利用及び研究開発に関する施設

CE実証　100%要件

✓サーキュラーエコノミー関連施設で耐用年数が４年の実証設備
（ベンチプラント／パイロットプラント）

成長分野（現行）
補助率：６０％
上限額：5億円
期　間：5年間

→

補助率：100%
上限額：5億円
期　間：3年間

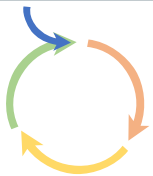

point３　奨励制度の期限を撤廃！

☞ これまで、本制度の有効期限を５年間と定め、終期が近づくたびに延長を繰り返してきましたが、　今回の改正で、**有効期限自体を撤廃**しました。

これにより、制度が継続する予見可能性を高め、本市における将来の投資設計を安心して描いていただけます。

【問合先】
商工業振興課　工業振興係
電話：0436-23-9836
Mail：shoukougyou@city.ichihara.lg.jp